

## 第5節 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

北朝鮮による12(同24)年12月の「人工衛星」と称するミサイル発射や13(同25)年2月の核実験実施は、わが国や東アジア諸国のみならず、米国をはじめとする世界の国々に不安を与えるとともに、大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルなどの拡散が依然として国際社会の平和と安定に差し迫った課題であることを示した。

また、特定の通常兵器の規制についても、人道上の観

点と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、各国が取り組んでいる。

これらの課題に対する取組として、軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる国際的な体制が整備されており、わが国も積極的な役割を果たしている。

(図表Ⅲ-2-5-1 参照)

図表Ⅲ-2-5-1 通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

区分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約(NPT) 包括的核実験禁止条約(CTBT)	化学兵器禁止条約(CWC)	生物兵器禁止条約(BWC)	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) クラスター弾に関する条約 対人地雷禁止条約(オタワ条約) 国連軍備登録制度 国連軍事支出報告制度
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ(NSG)	オーストラリア・グループ(AG)		ミサイル技術管理レジーム(MTCR)	ワッセナー・アレンジメント(WA)
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議第1540号				

### 1 大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

わが国は、核兵器、化学兵器および生物兵器といった大量破壊兵器や、大量破壊兵器を運搬する手段であるミサイルおよび関連技術・物資などに関する軍備管理・軍縮・不拡散体制に関する条約や管理体制などの国際的な取組に積極的に参画している。

たとえば、化学兵器禁止条約(CWC)については、Chemical Weapons Convention条約交渉の段階から化学防護の知見を提供し、条約成立後も条約の定める検証措置などを行うために設立された化学兵器禁止機関(OPCW)に化学防護の専門家を派遣するなどの人的貢献を行ってきた。Organization for the Prohibition of Chemical Weaponsさらに、陸自化学学校(さいたま市)では、条約の規制対象である化学物質を防護研究のために少量合成していることから、条約の規定に従い、同機関設立当初から計8回の査察を受け入れている。

また、わが国はCWCに基づき中国遺棄化学兵器処理

事業に政府全体として取り組んでおり、同事業を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員8人を出向させている。00(同12)年以降、計12回の発掘・回収事業に、化学・



中国吉林省にて遺棄化学兵器の発掘・調査を行う陸自隊員(右側)と中国側作業員(左側)

弾薬を専門とする陸上自衛官を毎年現地に派遣している。12（同24）年は、8月から9月にかけて、内閣府が行う中国吉林省琿春市こんしゅんでの発掘・回収事業に自衛官7人が参加し、中国側の作業員に対して砲弾の識別や安全管理などの指導を行っている。

その他、生物兵器禁止条約（BWC）や、国際輸出管理  
Biological Weapons Convention

レジームであるオーストラリア・グループ（AG）やミサイル技術管理レジーム（MTCR）などの主要な会合に職員を派遣するなど、規制や取り決めの実効性高めるため協力している。  
Australia Group  
Missile Technology Control Regime

参照▶ 資料74・75・76・77

## 2 通常兵器の軍備管理関連条約などへの取組

通常兵器の規制に関しては、人道的な観点と安全保障上の必要性を踏まえつつ、特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）など、わが国は各種条約に加盟している。

Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons which may be deemed to be Excessively Injurious or to have Indiscriminate Effects

特に、クラスター弾の規制問題については、米国、中国、ロシアなどの主要な生産国および保有国が参加するCCWの枠組において実効的な議定書が作成されることが重要である。同枠組内での議論はひとまず終了したが、将来、再交渉が決まった際には、引き続き積極的に交渉に貢献する。

さらにわが国は、CCWの枠組外で交渉が行われ、採択されたクラスター弾に関する条約（オスロ条約）<sup>1</sup>にも加盟しており、同条約が10（同22）年8月に発効したのに基づき、自衛隊が保有するすべてのクラスター弾の使用などが直ちに禁止されることとなった。

同条約発効後原則8年以内に、保有するクラスター弾を廃棄することが規定されていることから、同弾の廃棄を安全かつ着実にやっていく。一方、防衛省・自衛隊としては現在、わが国の安全保障を確保するため、クラスター弾の機能の一部を喫緊に補完するための精密誘導型装備などの

導入を進めている。

また、対人地雷の規制については、99（同11）年に発効した対人地雷禁止条約（オタワ条約）に基づき、防衛省・自衛隊は03（同15）年2月までに、この条約で認められた必要最小限の例外的な保有分を除き、全ての対人地雷を廃棄した。一方、わが国の安全保障を確保するため、条約上の対人地雷に該当せず、一般市民に危害を与えるおそれのない代替手段として指向性散弾<sup>2</sup>を含む対人障害システムの整備を進めている。

さらに、防衛省は、例外保有などに関する年次報告を国連に対して行うなど、国際社会の対人地雷問題への取組に積極的に協力してきた<sup>3</sup>。

このほか、防衛省・自衛隊は、軍備や軍事支出の透明性向上などを狙いとした国連の各種制度（国連軍備登録制度、国連軍事支出報告制度）にも参画し、必要な報告を行うとともに、制度の見直し・改善のための政府専門家会合などに随時職員を派遣している。

参照▶ 資料78

## 3 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組

### 1 拡散に対する安全保障構想

北朝鮮、イランなどの拡散懸念国が大量破壊兵器・ミサイル開発を行っているとして強く懸念した米国は、03

（同15）年5月、「拡散に対する安全保障構想（PSI）<sup>1</sup>」  
Proliferation Security Initiative  
を発表し、各国に同取組への参加を求めた。同構想に基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止能力の向上のため、13（同

2-1 クラスター弾の主要な生産国および保有国である米国、中国、ロシアなどはオスロ条約には署名していない。

2-2 敵歩兵の接近を妨害する対歩兵戦闘用爆薬。民間人が無差別に被害を受けないよう隊員が目標を視認して作動させるものであり、人の存在、接近または接触により爆発するように設計されたものではない。

2-3 防衛省は、カンボジアにおける対人地雷除去活動への支援のため、99（平成11）年から06（同18）年12月までの間、退職自衛官を国際協力機構（JICA）に推薦し、この退職自衛官はJICAの長期派遣専門家の枠組で、カンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodia Mine Action Center）の整備・輸送アドバイザーとして派遣されていた。

3-1 拡散に対する安全保障構想は、大量破壊兵器およびその関連物資などの拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同してとりうる措置を検討し、また、同時に各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想

25)年3月末までに40回のPSI阻止訓練をはじめ、政策上、法制上の課題の検討のための会合を開催するなどの取組が行われている。

防衛省・自衛隊は、関係機関・関係国と連携し、第3回のパリ総会（03（同15）年9月）以降、各種会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとともに、04（同16）年からは、継続的に訓練に参加してきた。

現在まで、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁など各関係機関と連携しつつ、わが国主催のPSI海上阻止訓練を2回行うとともに、12（同24）年7月にはわが国として初の主催となるPSI航空阻止訓練を行った。また、同年9月には、韓国がPSI海上阻止訓練を主催した。わが国からは防衛省・自衛隊の要員や海自の艦艇、航空機のほか、外務省および海上保安庁の要員が参加した。防衛省としては、わが国周辺における拡散事例などを踏まえ、平素からの大量破壊兵器などの拡散防止や、自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各種訓練や会合への参加や主催のほか、PSIを含む不拡散体制の強化のための活動に努めていく。（図表Ⅲ-2-5-2参照）



韓国主催PSI訓練に参加する海自隊員（12（平成24）年9月）

### 大量破壊兵器の不拡散に関する国連安保理

#### 2 決議第1540号

04（同16）年4月、国連安保理において、非国家主体が大量破壊兵器などを取得、開発、使用、拡散することに、国際社会が対応する基盤を提供することなどを内容とした「大量破壊兵器の不拡散に関する国連安保理決議第1540号」が全会一致で採択された。

わが国としては、この決議の採択を支持するとともに、すべての国連加盟国がこの決議を遵守することを期待している。

図表Ⅲ-2-5-2 PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加実績（平成22年度以降）

実施時期	訓練	実施場所	防衛省・自衛隊の対応
10（平成22）年 9月	オーストラリア主催PSI航空阻止訓練	オーストラリア	オブザーバー派遣
10（平成22）年10月	韓国主催PSI海上阻止訓練	韓国	護衛艦2隻が参加
12（平成24）年 7月	日本主催PSI航空阻止訓練	日本	統幕、航空総隊、航空支援集団、北部方面隊、中央即応集団、内局が参加
12（平成24）年 9月	韓国主催PSI海上阻止訓練	韓国	護衛艦1隻、哨戒機（P-3C）1機が参加
13（平成25）年 2月	米・UAE共催PSI訓練	UAE	オブザーバー派遣